

津市経営継承・発展等支援事業補助金交付要綱

令和4年3月31日訓第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心経営体等から経営を継承し、発展させる取組を支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う後継者を確保するため、経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中心経営体等」とは、実施要綱第2の4に規定する中心経営体等をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「経営継承・発展等支援事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、実施要綱別記1第1の3に規定する補助対象者（本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に本店若しくは主たる事業所を有する中心経営体等から経営を継承する者に限る。以下同じ。）に対し、実施要綱別記1第1の4(1)に規定する補助対象経費（以下「補助対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、補助対象経費に相当する額（当該額が100万円を超えるときは、100万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、補助対象者が経営の発展に向けた取組（以下「補助対象事業」という。）に着手する日の1月前とする。ただし、補助対象事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手する場合において、経営継承・発展等支援事業補助金交付決定前着手届（別記様式）を市長に提出

したときは、この限りでない。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 3者以上の者から徴取した見積書の写し
- (2) 補助対象事業に係る設計図、仕様書等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績の報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 補助対象事業の完了を確認できる書類
- (2) 施工確認を行ったことが確認できる写真(補助対象事業が設計、施工等を要する場合に限る。)
- (3) 補助対象事業の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

経営継承・発展等支援事業補助金交付決定前着手届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

氏 名

年 月 日付で交付申請を行った 年度経営継承・発展等支援事業補助金に係る事業について、下記の条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、津市経営継承・発展等支援事業補助金交付要綱第6条ただし書の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 この届出書の提出後から交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、申請者が負担すること。
- 2 この届出書の提出後に、交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業について、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	交付決定前 着手の理由